

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 家畜等の移動等を禁止する件
- 家畜等の移動等を禁止する件を廃止する件

告示

福島県告示第六百二十四号

豚熱のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第三条の規定により、移動等（移動、移出及び移入をいう。以下同じ。）を禁止する家畜等（家畜若しくはその死体又は当該家畜にかかる家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品をいう。以下同じ。）の種類及び県内の区域を次のとおり指定する。

令和二年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 移動等を禁止する家畜等の種類
豚及びいのしし
- 移動等を禁止する県内の区域
1 移動を禁止する区域
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

（畜産課）

福島県告示第六百二十五号

家畜等の移動等を禁止する件（令和二年福島県告示第六百十四号）は、廃止する。
令和二年九月十六日

福島県知事
内堀雅雄
（畜産課）